

# 青森県報

第千三十二号

令和八年  
二月二十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障  
祉が課い) ……一

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地  
域企業支  
援) ……二

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……四

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事  
務局) ……四

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……七

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……七

## 告

## 示

### 青森県告示第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年二月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
特定非営利活動法人シニアネット 弘前	弘前市大字高崎二丁目七の七	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 シヨイネット大町	令和八・一・三
藤崎町	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一	生活介護	南津軽郡藤崎町大字藤崎字下袋七の一〇	八・三・三

### 青森県告示第八十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和八年二月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期間
松尾 有三	松尾整形外科 リハビリテーションセンター シヨクニク	整形外科(肢体不自由)	令和八・三・一
	三戸郡五戸町字観音堂一八の六		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	イオンタウン青森東 青森市大字矢田前字弥生田四五の 一外	変更後	イオンタウン青森東（その1） 青森市大字矢田前字弥生田四五の 一外	変更年月日	令和 八・二・三
-----	------------------------------------	-----	---	-------	-------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社東商 青森市大字宮田字玉水五九四 代表取締役 佐藤一尚	変更後	変更なし 有限会社沼田建設 青森市古館一丁目一〇の一 代表取締役 沼田智光	変更年月日	平成 二九・三・一
-----	---------------------------------------	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

届出年月日	令和八年二月十二日
届出書の縦覧場所	青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所
期間	令和八年二月二十四日から同年六月二十四日まで
時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで
意見書の提出	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
提出期限	令和八年六月二十四日
提出先	青森県経済産業部地域企業支援課

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	令和 二・三・一
---	---	-------------

株式会社かさい 弘前市高田三丁目六の二二 代表取締役 前田和紀	株式会社サンライズトレーディング 青森市大字平新田字池上五六の一 代表取締役 森直樹	平成 三〇・七・一
---------------------------------------	--	--------------

株式会社ホダカ株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の 七 代表取締役 本田桂三	令和 八・八（出 店予定）
---	---------------------

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	ゲーム倉庫青森東店 青森市矢田前弥生田一六の一	変 更 後	イオンタウン青森東（その2） 青森市矢田前弥生田一六の一	変 更 後	年月日 令和 八・一・三
-------------	----------------------------	-------------	---------------------------------	-------------	--------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 和田正徳	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	変 更 後	年月日 令和 六・五・七
-------------	---	-------------	---	-------------	--------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 後	年月日 変更
-------------	-------------	-------------	-----------

ドラゴンキューブ株式会社  
青森市大字大野字若宮一四六の七  
代表取締役 平井茂

ドラゴンキューブ株式会社  
青森市浜館六丁目一の八  
代表取締役 福井孝栄

住所  
令和  
三・三・三  
代表者の  
氏名  
令和  
三・一〇・一

四 届出年月日

令和八年二月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和八年六月二十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイス八戸石堂店  
八戸市石堂二丁目一〇の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社紺屋  
八戸市石堂二丁目二の二五  
代表取締役 田名部紀子
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設1 五七平方メートル 荷さばき施設2 三〇平方メートル 合計 八七平方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおり)	荷さばき施設1 五七平方メートル 荷さばき施設2 三〇平方メートル 荷さばき施設3 六〇平方メートル 合計 一四七平方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおり)	令和 八・三・二〇
大規模小売店舗の設置に関する事項	荷さばき施設1 午前六時から午後七時 荷さばき施設2 午前六時から午後七時 まで	荷さばき施設1 午前六時から午後七時 荷さばき施設2 午前六時から午後七時 まで 荷さばき施設3 午前六時から午前八時 四五分まで	

四 届出年月日

令和八年二月九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和八年二月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年六月二十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	公職の種類(第一号)	市町村以上の区域を単位として設けられたる支部	年届月日出
中道改革連合青森県第1区総支部	升田 世喜 男	澤田 陽子	青森市大字青森一丁目七の四	衆議院議員	○	令和 八・一・三
中道改革連合青森県第3区総支部	岡田 華子	神 豊	弘前市大字宮川二丁目四	衆議院議員	○	八・一・三
中道改革連合青森県第2区総支部	松尾 和彦	一日ノ澤 昇	三戸郡大字戸町二丁目八	衆議院議員	○	八・一・三

政党以外の政治団体

法第十九条の七第二項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	公職の種類(第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	年届月日出
岡田はなこ政治研究会	岡田 華子	太田 将 壽	弘前市大字宮川二丁目四	衆議院議員	岡田 華子 衆議院議員	令和 八・一・三

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	年届月日出
成田光寿後援会(沢尾 宏之)	沢尾 宏之	成田 千晴	上北郡おいらせ町阿光坊一〇六の一	令和 八・一・七
ふくし直治後援会青森支部(笹木 正信)	笹木 正信	能登 正宗	青森市大字大矢沢字野田一三八の六	八・一・九
ふくし直治後援会今別支部(相内 正人)	相内 正人	相内 政宏	東津軽郡今別町大字鍋田字関口一〇	八・一・九
苦米地義之後援会(苦米地 義之)	苦米地 義之	竹中 貴史	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の一六八四	八・一・三

青森県選挙管理委員会告示第二二三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

令和八年二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政治団体の名称(代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
自由民主党青森県林業支部(成田 一憲)	会計責任者	桜庭 正行	最上 猛	令和 七・六・一
自由民主党東北町支部(蛭沢 正勝)	代表者	蛭沢 正勝	笹倉 健	七・六・一



夏坂秀一後援会

川井 健雄

七・三・三

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

岡田 華子	衆議院議員	岡田はなこ政治 みらい研究会	弘前市大字宮川二 丁目三の四	令和 八・一・一
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期日

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

岡田 華子	岡田はなこ後援会	令和八・一・一
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなつた年月日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭